

## 墓石等石材加工の訪問販売業者に対する 「特定商取引に関する法律」に基づく行政処分等

岡山県は、墓石等石材加工全般の役務提供及び小売販売などの訪問販売を行っていた題府曉生に対し、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）の違反行為を認定し、平成26年8月12日付けで法第8条第1項の規定に基づく行政処分（業務停止命令6か月）を行いましたので、同条第2項の規定に基づき公表します。

あわせて、岡山県消費生活条例（以下「条例」という。）の違反行為も認定し、条例第19条第1項の規定に基づく業務改善勧告を行いましたので、同項の規定に基づき公表します。

### 記

#### 1 事業者の概要

- ①氏名 題府 曉生（だいふ あきお）
- ②住所 不定（最終の住所は、平成26年5月31日時点で岡山市北区津島京町3-1-28）
- ③年齢性別 49歳・男性
- ④事業概要 墓石等石材加工全般の訪問販売（墓石等への戒名彫り等）

#### 2 取引の概要

同人は、「有限会社オールラウンドの代表取締役 澤 安芸央」と架空の会社名と偽名を名乗り、新聞のお悔やみ欄に掲載されている岡山県内の消費者宅を訪問し、墓石等への戒名彫り等、役務提供の販売を行っていた。

#### 3 業務停止命令の内容

平成26年8月13日から平成27年2月12日までの間（6か月間）、法第2条第1項第1号に規定する「訪問販売」に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ①訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘をすること。
- ②訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。
- ③訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約を締結すること。

#### 4 業務改善勧告の内容

- ①今後、事業を再開する際は、不適正な取引行為を行わないこと。
- ②今後、事業を再開する際は、上記①の行為を防止するために必要な措置を講じ、従業員に対しても周知徹底させること。
- ③今後、事業を再開する際は、上記①及び②に基づいて講じた措置について、岡山県知事へ報告を行うこと。

#### 5 業務停止命令及び業務改善勧告の原因となる事実

- ①氏名等不明示（法第3条、条例第16条第1号、条例施行規則第6条別表の1の(7)）

訪問販売事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、登記簿上の名称、戸籍上の氏名を明らかにしなければならないにもかかわらず、同人は、岡山県内の消費者宅を訪問した際、架空の名称及び氏名を告げた。

- ②契約書面不備（法第5条第1項、条例第16条第1号、条例施行規則第6条別表の1の(2)）

訪問販売事業者は、訪問販売に係る役務提供契約を締結した際、役務提供契約の解除（クーリング・オフ）に関する事項を記載した書面を役務の提供を受ける者に交付しなければならないにもかかわらず、同人は、岡山県内の消費者宅を訪問して役務提供契約を締結した際、当該事項を記載した書面を交付しなかった。

- ③契約書面不交付（条例第16条第1号、条例施行規則第6条別表の1の(2)）

訪問販売事業者は、訪問販売に係る役務提供契約を締結した際、契約書面を役務の提供を受ける者に交付しなければならないにもかかわらず、同人は、岡山県内の消費者宅を訪問して役務提供契約を締結した際、契約書面を交付しなかった。

- ④不実告知（法第6条第1項、条例第16条第1号、条例施行規則第6条別表の1の(3)）

訪問販売事業者は、訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘をする際、役務の提供を受けようとする者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、不実のことを告げる行為をしてはならないにもかかわらず、同人は、岡山県内の消費者宅を訪問して役務提供契約の締結について勧誘をする際、「有限会社オールラウンド 代表取締役 澤 安芸央」と名刺を差し出して、架空の会社の代表取締役であると不実のことを告げた。

- ⑤債務不履行（法第7条第1号、条例第16条第5号、条例施行規則第6条別表の5の(1)）

訪問販売事業者は、訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させてはならないにもかかわらず、同人は、岡山県

内の消費者宅を訪問して締結した役務提供契約に係る債務の履行について、不当に遅延させた。

⑥クーリング・オフ妨害（条例第16条第6号、条例施行規則第6条別表の6の(1)）

同人は、岡山県内の消費者宅を訪問して締結した役務提供契約の相手方からのクーリング・オフの権利の行使に際して、「石も注文しているのでキャンセルできない。」と告げてこれを拒否し、当該権利の行使を妨げ、契約の存続を強要した。

## 6 事例

### （事例1）

同人は、平成26年2月に実父の葬儀を済ませたばかりの消費者A宅に電話をかけ、「オールラウンドという会社の澤という者ですが、お墓を建てたり戒名を彫ったりするお手伝いをしているのです。お値段の方はすごく安くしてあげますよ。」とAに告げて、同月12日に訪問する約束をとりつけた。

同人は、同月12日にA宅を訪問し、「大木は切るだけで100万円近くかかります。2本だと200万円くらいかかりますが、墓石の工事を含めて100万円かからないようにします。全部で80万円です。墓石は別の業者に頼むので前金として20万円必要です。」とAに告げ、その場でAから20万円を受領した。

同人は、同月20日に再度A宅を訪問し、契約書を作成してAに渡し、前金を追加で44万円受領した。その際、Aに渡した契約書には、クーリング・オフに関する事項を記載していなかった。

契約締結後、同人は、工事に着手するも一向に完成させず、Aからの再三の督促に対しても何ら具体的に対応せず、工期である3月20日直前になってAに電話をかけ、「供養塔の角が欠けたので少し待ってほしい、4月8日にはそちらにお邪魔します。」とAに告げたのを最後に、その後は何の連絡もとらなかった。

Aは、約束の4月8日になっても同人から何の連絡もなかったため、同人のことが信用できなくなり、赤磐警察署に事情を相談した。

また、その後Aは、岡山県くらし安全安心課から受けた調査の中で、「有限会社オールラウンド」が架空の会社であり、同人が名乗っていた役職も架空の役職であることを初めて知った。

### （事例2）

同人は、平成26年4月13日に長男の葬儀を済ませたばかりの消費者B宅を突然訪問し、新聞のお悔やみ欄をBに見せて、「これを見て来ました。墓石の戒名を彫らせてもらいますが、もう決めておられますか。戒名彫りと墓掃除で3万5千円にします。」とBに告げ、Bと打ち合わせをした後、Bと墓地の現場確認に行った。

墓地では「先祖墓とB家の墓の順序が違っている。それに2つの墓は傾いている。縁起が悪いから順序を入れ替え、傾きをなくした方がよい。」とBに告げた。Bは墓が傾いているように感じたことはなかったが、縁起が悪いと言われて不安も感じ、

同人の言うとおりにしようと思った。

墓地の現場確認の後、同人はB宅に戻り、BとBの長女の前で、「有限会社オールラウンド代表取締役 澤 安芸央」名で、金額が55万6千2百円となる見積書を作成したが、Bの長女から「墓の順序を入れ替えるような話は聞いたことがない。親戚に聞かないと何とも言えない。」と告げられたため、墓の移動にかかる項目を見積書から削除し、見積金額を29万7千円に修正した。修正後の金額で契約書を作成してBに渡したが、その際、契約書にはクーリング・オフに関する事項を記載していなかった。そして同人は、「頭金として半額の15万円をください。」とBに告げ、15万円を受領してB宅を退去した。

契約締結の日以降、Bは、同人からの連絡がなく、工事も施工されないことを不審に思い、総社駅前交番及び岡山県消費生活センターに事情を相談した。相談を受けた岡山県消費生活センターは、契約の解除と前払金の返還について同人と連絡をとろうとしたが連絡がつかず、工事は完了せず前払金も返還されなかった。

また、その後Bは、岡山県くらし安全安心課から受けた調査の中で、「有限会社オールラウンド」が架空の会社であり、同人が名乗っていた役職も架空の役職であることを初めて知った。

### (事例3)

同人は、平成25年9月27日、同人が施工中の消費者Zの墓工事の見学に来ていた消費者Cに、「古い墓がたくさんあるなら、お宅も墓をまとめないか。」と勧誘し、Cは「石をすれば高いからなあ。」と返答した。同人は、施工中の墓工事の現場近くにある、Cが所有する墓を確認しながら、「まとめて供養塔を建てれば47万円かかるけど、30万円にしてあげるよ。お宅に行って説明しましょう。」とCに告げ、その後C宅を訪れた。

同人はC宅で「有限会社オールラウンド 代表取締役 澤 安芸央」の名刺を差し出し、「古い墓は寄せる工事をして、まとめて供養塔を建てればいい。お宅の場合は供養塔を2基建てればいい。普通ならば47万円かかるけど、消費税込みで31万5千円にしてあげるから。」とCに告げた。Cは、同人が差し出した名刺を見て、ちゃんとした会社のようにだし、社長が直々に説明するのだから信用できると思い、契約を締結することに決めた。同人は「10月末までには仕上げます。石屋に支払わんといけんから、今日、前金で半分ください。残りは工事が完成してからいただきます。」とCに告げ、Cから15万円を受領し、契約書を作成してCに渡した。Cに渡したその契約書には、クーリング・オフに関する事項を記載していなかった。

契約締結後一向に工事が進展しないために不審に思ったCが、10回ほど電話で工事を催促するも同人は工事を進展させず、同年12月下旬になって同人はC宅を訪れ、「12月の初めに工事中に怪我をして来れなかった。すみません。こちらの責任なので工事費は3割引かせてもらいます。怪我はひびだけなので、工事は1月末までにするから。」とCに告げ、Cは仕方ないと思い待つことにした。

しかし、約束の1月末になっても工事が行われないので、Cは、岡山県消費生活

センターに事情を話して助言を受け、同人に「工期は平成26年2月末まで」とした念書を書かせたが、同人はその後もし工事をを行うことはなかった。

また、その後Cは、岡山県くらし安全安心課から受けた調査の中で、「有限会社オールラウンド」が架空の会社であり、同人が名乗っていた役職も架空の役職であることを初めて知った。

#### (事例4)

同人は、平成25年2月頃、同人が以前勤めていた石材店の顧客であり、担当していたこともあった消費者D宅を突然訪問し、「有限会社オールラウンド 代表取締役 澤 安芸央」の名刺を差し出し、「今は題府ではなく、母方の姓を名乗っている。」とDに告げ、さらに「墓石にワックスをかけませんか。ワックスをかけると長持ちします。5千円でやります。」とDを勧誘した。Dはワックスがけを依頼し、5千円を払ったが、その際同人は領収書を渡すのみで、契約書は作成せず、クーリング・オフについても告知しなかった。

その数日後、同人は請け負ったワックスがけを履行しないまま、再びD宅を訪問し「大学の友人が墓石をコーティングする薬を発明して、これから発売する予定があるが、今なら安くできるのでどうか。」とDを勧誘したが、Dは「コーティングはいらない。ろうそく立ての石が欠けているので修理してくれ」と同人に依頼した。同人は「修理なら1万円でできる。」と依頼を受け、その場で1万円を受領したが、領収書を渡すのみで、契約書は作成せず、クーリング・オフについても告知しなかった。

その後、どちらの役務提供契約も履行されないため、Dが電話で数回催促したが、同人は何の対応もしなかった。同年5月末には、Dが同人に電話で解約を申し入れたが、同人は、契約書を交付していないために、その時点においてもクーリング・オフが可能であったにもかかわらず、「石も注文しているのでキャンセルできない」とDに告げ、解約に応じなかった。Dは岡山市消費生活センターに事情を相談し、同センターの仲介により、同人はようやく解約に応じ、同年6月8日に1万5千円をDに返金した。